

大阪府告示第1210号

平成28年大阪府告示第768号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日は、その期限が平成28年4月14日から同年8月30日までの間に到来するもの（大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）第18条第1項第3号及び第4号の規定により課する法人の府民税、同項第5号の規定により課する利子割、同項第6号の規定により課する配当割、同項第7号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第38条第1項の規定により課する法人の事業税、条例第41条の16の規定により課する地方消費税並びに条例第43条及び大阪府税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪府条例第67号）附則第14項の規定により課する府たばこ税に係るものを除く。）について、同月31日とする。

平成28年7月29日

大阪府知事 松井 一郎